

後期高齢者医療制度のお知らせ～保険料率が変わります～

加入者の方一人ひとりにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を改めることになっています。平成22・23年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。

均等割 (加入者が等しく負担)	平成20・21年度(年間) 43,143円	▶	平成22・23年度(年間) 44,192円(1,049円増)
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	平成20・21年度 9.63%	▶	平成22・23年度 10.28%(0.65ポイント増)

●保険料の算出方法(平成22年度)

保険料は、全ての加入者一人ひとりにかかります。

保険料額は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者の所得に応じて保険料の軽減があります。

均等割 (1人当たりの額) 44,192円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) (平成21年中の所得-33万円)×10.28%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) (限度額50万円)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------------------

※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、6月頃(年金天引きの方は9月頃)に加入者の方へ個別に通知します。

●保険料軽減について

(1) 均等割の軽減 所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者でない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度	比較
	軽減割合	均等割額	均等割額	
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円+(245,000円×世帯主以外の加入者数) *単身世帯の方は8.5割軽減に該当します。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

(2) 所得割の軽減 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減に該当)

所得割 ⇒ 27万円 × 10.28% × 5割 = 13,878円(年間保険料のうち所得割額分)

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

■「医療費通知」について

加入者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために医療費通知を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付していますのでご確認ください。

医療費通知は、請求書ではなく、病院などからの情報に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院などにかかった一覧です。病院などの事情により、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

健康福祉課保険医療室国保・医療グループ ☎ 4555